

訪問看護における新型インフルエンザへの対応について

I. 今すぐに患者発生に備え行う対策

- ・ 防護用品（N95 マスク、サージカルマスク、ディスポ手袋、*アイソレーションガウン、ゴーグル）の確認・点検 *飛沫から防護できればビニール製ガウンでも可
- ・ 職員の個人防護具の着脱方法の指導と周知
 参考文献：メディカ出版「訪問看護師のための在宅感染予防テキスト」 p 35～38
- ・ 各利用者、職員の自宅を管轄する健康福祉センター（保健所）の連絡先を確認（夜間・休日含む）
- ・ 個人で行う対策について確認し、行うべきことを職員も実施し、利用者にも指導する。
- ・ 地域のインフルエンザ流行状況について常に情報を得ること
 厚生労働省・市区町村・近隣の訪問看護ステーション

*あなたを守るための日頃からできる具体的な感染防止策（個人で行う対策）

- ・ 手洗い・うがいの励行
- ・ 咳エチケット
- ・ 咳などがあるときはマスク着用
- ・ 体調管理—毎日体温を測定し、インフルエンザ様の症状に注意する。症状を認めた場合は勤務につかず職場に連絡し、所轄の健康福祉センターに連絡をし、指示に従って受診する。
 その際、事前に受診先に電話で自分の症状を告げ、受付時間等を確認する。（発熱者の受付時間を設けていることがある）

II. 訪問時に注意すること

- ・ 手指衛生（石けんと流水による手洗い・擦式消毒用アルコール製剤による手指消毒）、うがい、サージカルマスク着用を必ず行う。
- ・ 訪問先の利用者や家族にインフルエンザ様症状があった場合は、速やかに訪問看護ステーションに電話連絡をしてもらえよう伝えておく。（職員が感染疑いの者と接触する機会を避けるために、電話で症状を聞き、新型インフルエンザの疑いがあれば、健康福祉センターに相談するよう指導する）
- ・ 訪問中に感染を疑う患者と接触することを想定して、緊急用に個人防護具を1セット携帯する。

<個人防護具の取扱い>

- ・ マスク、ガウン、手袋：ディスポーザブル、使用後はビニール袋に入れ廃棄する。
- ・ ゴーグル：使用後はビニール袋に入れ、ステーションに持ち帰り、洗浄・消毒
 （次亜塩素酸系ハイターなど）または中性洗剤で洗浄・乾燥させる。
- ・ フェイスシールド：使用後の取扱いはゴーグルと同様

Ⅲ. 患者発生、もしくは疑わしい症状があった場合

1. 訪問利用者に新型インフルエンザ患者が発生した場合

①感染予防

- ・症状のある者、それ以外の家族にもサージカルマスクを装着させる。(必要時、家族の分も持参して訪問する) また、うがい・手洗い・ケア時の手袋着用を指導する。
- ・訪問した職員は、可能な限り入室前に個人防護具一式を着用する。

②主治医への連絡

- ・有症状者の情報収集 (バイタルサイン、いつから症状があった、新型インフルエンザ患者との接触歴、意識レベル、飲食・服薬の可能性など)
- ・症状悪化等により救急車要請の際は必ず新型インフルエンザ患者であることを告げる。

2. 訪問利用者・家族に新型インフルエンザの疑わしい症状が認められた場合

1) 事前に電話で相談があった場合

①インフルエンザ症状の確認と関連情報の収集

- ・症状 (38 度以上の発熱かつ急性呼吸器症状) があることを確認する。

急性呼吸器症状：ア) 鼻汁もしくは鼻閉 イ) 咽頭痛 ウ) 咳

このうち1つ以上の症状を呈した場合

- ・意識レベルや飲食が可能かどうか聞き取る。

【理由：訪問看護利用者の場合、新型インフルエンザと確定しても、在宅での療養継続の可能性があり、その際重症度の判断や、治療方法の選択に必要な事項が意識レベルや飲食や服薬が可能かどうかといった情報であるから】

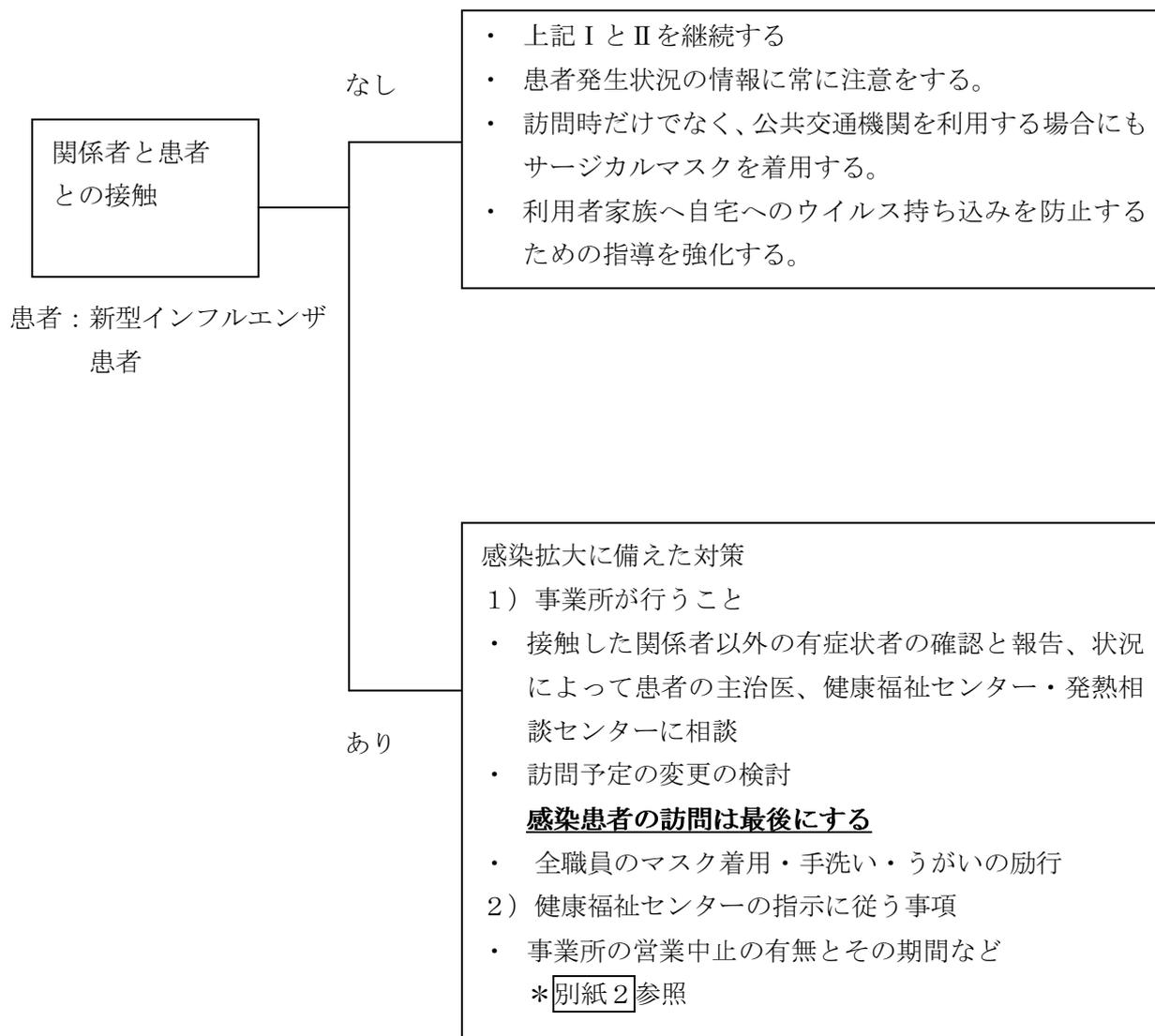
②主治医へ連絡

- ・主治医の指示により、訪問して状態観察を指示された場合は、Ⅲ－1 に準じた対応を行う。
- ・主治医と協議したうえで、受診方法の指示を利用者・家族に伝え、指示に従うよう説明する。(職員の必要以上の接触を避けるために、できるだけ電話対応とする)

2) 訪問時に相談を受けた場合あるいは症状を確認した場合

Ⅲ－1. に準ずる

3. 訪問区域内に新型インフルエンザ患者の発生があった場合



* **別紙2**：「社会福祉施設等における新型インフルエンザ・クラスターサーベイランスの流れ」参照
厚生労働省 各都道府県衛生主管部宛事務連絡
平成21年8月25日付
「厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部
新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る今後のサーベイランス体制について」より

IV. 訪問看護師（事業所職員）およびその家族が新型インフルエンザに感染した場合

1. 看護師本人が感染した場合

- ・当該看護師は出勤せず受診し、自宅療養とする。自宅療養期間は症状の出現した前日より 7 日間とする。解熱し、症状がなくなって 2 日間熱が出なければ出勤可能とする。出勤しても最低 1 週間はサージカルマスクを着用する。
- ・当該看護師が発症 2 日前から訪問していた利用者その家族の症状確認、有症状時は主治医に報告し、指示を受ける。
- ・他の職員は全員毎日検温を行い、微熱等ある場合は帰宅、受診とする。
- ・当該看護師がその直前まで勤務していた場合は机の周辺や触れた場所などの*消毒剤によるふき取り清掃を行う。上記作業者は流水・石けん手洗い手指消毒を行い、着衣は必ず洗濯する。（*次亜塩素酸系ハイター・ピューラックス・ミルトンまたは消毒用エタノール）
- ・事業所の営業等について管理者は別紙 2（サーベイランスの流れ）に準じて対応する。

2. 看護師（職員）の家族・同居者が感染した場合

- ・看護師自身も濃厚接触者として毎日検温を行う。インフルエンザ様症状のある場合は出勤せず、受診する。
- ・看護師自身に症状がなくても出勤の際はマスク着用とする。（家族の症状が回復しても 1 週間はマスク着用とする）

関連情報アクセス先

<厚生労働省>

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

<国立感染症研究所感染症情報センター>

http://idsc.nih.gov/disease/swine_influenza/2009idsc/infection_contyol_0901.html

<世界保健機構（WHO）>

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/index.html>

<CDC（米国疾病予防センター）>

<http://www.cdc.gov/swineneflu/index.html>